

## 神崎町・大河内町合併協議会会議録等閲覧規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、神崎町・大河内町合併協議会会議運営規程第8条第3項の規定の基づき、神崎町・大河内町合併協議会（以下「協議会」という。）会議（以下「会議」という。）の会議録及び会議に提出された文書（以下「会議録等」という。）の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (閲覧の請求)

第2条 何人も、会議録等の閲覧の請求することができる。

2 閲覧の請求は、会議録等閲覧申出書（様式第1号）に必要事項を記載して提出することにより行うものとする。

### (閲覧に供する会議録等)

第3条 閲覧に供する会議録等は、当該文書の写しとする。ただし、会議に提出された文書については、この限りでない。

2 個人に関する事項、会議の公正な運営に支障を及ぼすおそれがある事項、その他閲覧に供することが適当でない認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、閲覧に供しないことができるものとする。

### (閲覧の場所及び時間)

第4条 閲覧に供する場所は、協議会の事務局及び協議会を構成する町の指定する場所とし、その時間は、閲覧に供する場所の執務時間内とする。

### (会議録等の複写等)

第5条 閲覧者は、会議録等を閲覧し、その内容を他に写すことができる。

2 閲覧者が、会議録等の写しの交付を希望する場合は、その作成に要する費用を負担する。

### (補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、会議録等の閲覧に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規程は、平成16年2月 日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

## 会議録等閲覧申出書

平成 年 月 日

神崎町・大河内町合併協議会長 様

申出者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
電 話 \_\_\_\_\_

神崎町・大河内町合併協議会会議録等の閲覧をしたいので、下記のとおり  
申し出ます。

### 記

- 1 閲覧希望日時 平成 年 月 日 ( )  
午前・午後 時 分 ~ 時 分
- 2 閲覧希望文書 (1) 会議の名称：  
  
(2) 文書の種類  
会議録  
会議に提出された文書
- 3 閲覧の目的  
協議会の審議状況を把握するため  
協議会の審議状況を広報するため  
合併についての論議資料とするため  
その他 ( )

該当する箇所にチェックをつけてください。